

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和4年12月15日 開会時間・午前・午後10時51分 閉会時間・午前・午後11時43分
出席者	南谷 清司 柴田 喜朗 栗津 明 毛利 廣次 後藤 國弘 原 一郎 川柳 雅裕 安井 智子 野口 佳宏 南谷 佳寛 豊島 保夫 堀 隆和 藤川 貴雄 山田 紘治 花村 隆 糟谷 玲子 星野 明 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 ○ 羽島市議会の個人情報の保護に関する条例について ○ 議会基本条例の評価、点検について ○ 意見交換会結果の取り扱いについて	

【開会＝午前10時51分】

南谷佳寛議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいですか。

(異議なし)

南谷佳寛議長

では、傍聴を許可いたします。
それでは、羽島市議会の個人情報保護に関する条例についてですが、お手元に配付しました条例案について、前回からの変更点の説明を願います。事務局お願いいたします。

議会総務課課長
補佐

個人情報保護条例の関係につきまして、前回、素案をお示しさせていただいていたかと思えます。その中で、第25条の関係になりますが、こちら、現在市の執行部が提出しております議案との関係で、日数に違いがあったということでそこを修正させていただいております。開示決定のところで、まず14日以内というところを執行部のところと揃えさせていただいております。もう一つ、第2項も同じく、こちらの日数を市側の条例案に合わせて修正をさせていただいております。以上となります。よろしく申し上げます。

南谷佳寛議長

ただいまの報告について何かご質問はございますか。

藤川議員

この条例案は議会から発議する流れなので、いつ、どのような形で発議する流れになるのか、案がありましたら教えてください。

議会総務課課長
補佐

現在のところ、この条例案につきましてはパブリックコメントを考えておきまして、それに約1カ月を要しますので、今の見込みでお話しさせていただきますと、パブコメの終了、2月上旬頃まではかかるのではないかと考えております。その後、議会運営委員会におきまして3月定例会中に発議の手続きをしていただくことになろうかと思えますので、最終的には3月定例会中での議決をしていただけないかという見込みを持っております。現在のところの見込みとなります。以上です。

南谷佳寛議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛議長	<p>それでは、この条例案については今後、パブリックコメントを実施していただいて、来年3月定例会で発議する方向で進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、議会基本条例の評価、点検について、先日の議会運営委員会で協議願いましたので、その結果を報告願います。</p>
原議員	<p>議会運営委員会から、議会基本条例の達成状況に関する評価、点検につきましてご報告いたします。11月25日に開催しました議会運営委員会におきまして、議会基本条例の決定、平成30年12月から約4年が経過することから、基本条例第24条の趣旨に基づき、達成状況に関する評価、点検について協議の結果、議会運営委員会で行うこととなりました。その後、12月9日の委員会におきまして、点検、評価表としてまとめ、お配りしております。まず、A3の議会基本条例の達成状況に関する評価、点検表をご覧ください。左から順に条文と解説、評価の視点を列記しております。評価の対象としたものについては、まずご自身の評価として5段階で採点していただき、適宜コメントを書ききれない場合は別紙などでも構いません。スケジュールにつきましては、もう1枚別紙をご覧ください。皆さんにはお手元の点検表をご記入いただき、最終日23日までに提出をお願いいたします。その後、1月から2月にかけて、議会運営委員会で集計、取りまとめを行い、羽島市議会としての評価、点検結果として、3月をめどに皆さんに結果を公表し、市議会としての取り組みの見える化をしたいと考えております。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
南谷佳寛議長	<p>ただいまの報告について何かご質問ございますか。</p>
柴田委員	<p>最終的に評価シートを書かせていただいて、市のホームページとかどこかに載せて公表するものとなるのでしょうか。</p>
原議員	<p>ホームページ等で公開公表するということです。</p>

南谷佳寛議長	<p>その他何かございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛議長	<p>ないようですので、基本条例の評価、点検については各自で行っていただき、23日の最終日が提出期限でございますので、提出期限を厳守していただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、意見交換会の結果について、広報広聴委員会より報告願います。</p>
川柳議員	<p>それでは、広報広聴委員会から意見交換会の総括についてご報告を申し上げます。12月1日に開催いたしました広報広聴委員会において、11月19日に皆さんと一緒にを行いました意見交換会におきまして、参加者アンケートの集計結果、両面ございます。そして、皆さんにご記入いただきました振り返りシートの集計結果の取りまとめを行い、広聴の結果として、議長へ報告させていただきました。そして今、皆さんのお手元には、参加者アンケートの集計結果、これが両面、と振り返りシートの集計結果、そして各班の記録担当の議員からいただきました報告書を出力したものの、グループワークで模造紙に作成して発表した成果を記入したものを配布しておりますのでお目直しをお願いいたします。アンケートの結果からは、概ね好印象かと見受けられますが、自由記述においては、意見交換会の実施後のフォローという点で、いくつかのご意見をいただいております。これは過去の意見交換会でも、あれからどうなっていましたか、あれからどうしましたかというような意見もございました。そうした、これらの見える化については、令和元年度と同様に今後の課題になっていくというふうに見受けられます。そうしたことを考えながら、これからは見える化について取り組まなければいけないと思っておりますが、以上、結果報告といたします。これらの結果につきましては、次回開催の参考にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。以上です。</p>
南谷佳寛議長	<p>ただいまの報告について何かご質問はございませんか。</p>
藤川議員	<p>意見交換会のときに、写真NGの方いますかとか、こういうのを公表しちゃまずいという方いますかと多分お尋ねになられたと思うんですけど、その後でこれは私はやめてくださいと申し出のあった方はいらっしゃいますか。</p>

川柳議員	委員長の私に対してはありません。
南谷佳寛議長	<p>その他何かご質問、ご意見がございましたら。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛議長	<p>ただいま広報広聴委員長からの報告にもありましたが、意見交換会の実施後のフォローという点、これらの見える化に市議会として取り組む必要があると考えます。この後開催されます正副委員長会議にて取り扱いの方向性について協議し、3月をめどに市議会として、結果の公表に向けて取り組んでいきたいとと考えていますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、事務局よりタブレット端末について連絡事項があります。事務局ご報告願います。</p>
議会総務課長	<p>議会改革特別委員会で議会のICT化ということで、タブレット端末の導入について協議されており、議会からは9月定例会におきまして、令和5年度予算で要望しておりましたペーパーレス化を推進するための予算ということで、タブレット端末の方の導入を要望しておりましたが、執行部との協議を続けた結果、財源の確保の関係で12月定例会最終日の追加議案として上程されることとなりました。タブレット端末導入にかかる費用は新型コロナの臨時交付金が充てられる予定であります。タブレットは12.9インチ以上のもので、台数は22台、付属でタブレットのカバーと液晶保護フィルム、タッチペンがつきます。タブレットの銘柄の指定は特にはいたしません。また、タブレットは庁内だけではなく、ご自宅や視察時など、外出先での利用もあることから、セキュリティ対策としてデバイスを管理し、端末を集中一括管理できるようにいたします。それにより、紛失時の遠隔操作やアップデートなどができるようにいたします。導入時期につきましては12月定例会最終日に追加議案が可決されましたら、1月から入札、契約の手続きを進め、3月中に納品される予定であります。実際に議会でタブレットを利用していただきますのは来年度の5月以降となります。導入後はタブレットで議案等を見ていただくことはもちろんのこと、資料へのメモ機能、オンライン会議、議員の皆様へのお知らせができるようにする予定であります。以上でございます。</p>

南谷清司議員	お尋ねですが、OSはウィンドウズかアンドロイドか、iOS、どちらなんですか。
議会総務課長	特に指定は行わない予定なんですけれども、価格の安い方が落ちる形となりますので、一応試算としてはiPadとウィンドウズの方はSurfaceで挙げておりますけれども。
南谷清司議員	仕様書で指定しない理由は何かあるんですか。通常は仕様書で指定するものだと私は思うんですが。
議会総務課課長補佐	いわゆる銘柄指定、例えばiPadと書くようになりますと、私の認識では銘柄指定は随意契約になってしまいますので、一応仕様書の中には基本的な性能等を示した上で、ある程度の機種のものを選定してもらえるように書くところがありますので、今のところそういう形で、そういう事情があって、特に銘柄、機種は今のところ指定していないという言い方をさせていただいております。
南谷清司議員	私の認識では、OSの指定は随契該当じゃないと思うんですけど、銘柄指定でもないので、ウィンドウズにしてもアンドロイドにしてもこれだけ広く出ていますので、確かセーフのはずだったと思うんですが。
議会総務課課長補佐	そのあたりも含めまして、現在、仕様書についてはまだ完成しておりませんので、契約担当部局等とも確認をしつつ、そのあたりは今後進めていくということをお願いしたいと思っております。
南谷清司議員	OSについては、使い勝手にとても大きな影響を及ぼしますので、ぜひとも議会の方に相談していただいてから、決定していただけるとありがたいと思いますのでよろしくをお願いします。
藤川議員	私からも一言、仕様書をこれから作成されるということなんですけれども、現在、市の方で使っているシステムですか、そういったものとリンクができるように、市の方はこれを使っているけど、議会はこれを使っているの、別のものを使うとかとなる、それはそれで不具合が出るといけませんので、そういったことのないような仕様書としていただけたらという希望を申し添えておきます。

近藤議員	内容的なことではないですけれども、何か追加議案で出されるんですか、最終日に。今ある追加議案ではなしに、また追加議案という形なのかな。それは事前に議運とか何か報告がありますから、追加議案はどんなものが出るんですか。喋れる範囲内でいいですけれども。
議会総務課長	他の部署のことはわかりませんが、今申しあげました補正予算について、他は聞いておりません。
近藤議員	何が言いたいかというと、本会議で当初の議案が出て、それから追加議案が出て、それからまたこれ追加議案が出るということですが、日数的に、その追加議案はやはり最初の日の追加ということでしたか、おそらくその追加議案は委員会付託が省略されると思うんですよ、おそらく最終日でしょ。我々が何を思うかというと、悪い考え方じゃないですよ、1日で委員会付託を省略されると、きちっと審議できないわけですよ、そういう手法でやられると、私もその時に質問するかどうかわかりませんが、当然市長から提案があつて、それから担当部長の説明がある、詳細説明があると、それから休憩に入って、10分か15分ぐらいで質問ないですかという形になって、委員会付託を省略して採決という手続きになると思うんですが、進め方がどうもおかしいといいますか、委員会付託を省略するということは、議長にも言っておきますけど、そういうことをされると、12月議会23日でしょう、終わるのが、そんなに半月ちょっとで終わる期間で追加で出されて、本当に追加で出されるのは緊急性を要するものだと思っっているんです。例えば災害が起きたりとか、そうでなければ、やはり当初の追加でやっていただいて、それから、委員会付託して、委員会でしっかり議論して、それから我々はその時できちっと意見を述べて、採決に臨むということをしたと思いますので、どういう訳で追加にされるかわかりませんが、そういう年末の追加であれば、職員の給料を遡ってやるのを最終日に決めるとか、そういうことありましたけども、ちょっと最終日に追加で出される内容はわかりませんが、議長、そういうことが二度と起こらないように、内容はわかりませんが、議案をしっかりと議論ができるように進めていただきたいと思います。これ強く要望しておきます。内容まだ見てないのでわかりませんが。
藤川議員	近藤議員おっしゃられるのは本当に、しっかり内容を吟

味したいというのはごもっともだと思いますので、もう1回確認しますが、今議会事務局で考えてみえるのは、1月に契約をしないと、多分iPadにしてもSurfaceにしても納品まで結構時間がかかるんですね、契約してからすぐ手に入るものではなくて、どうしても時間がかかってしまうので、3月の納品というスケジュールをさっきお話をいただいたんですけど、それで実際に使えるようになるのは5月以降という、つまり改選後を見てのことだと思うんですけど、そのころに皆さんにタブレットをお配りできる、使えるようにしたいというそのスケジュール感がまずあって、それをやろうとするとどうしてもこの12月の最終日には補正予算を上げておかないと間に合わないような感じですか。

議会総務課長

財源の確保の関係になるんですけども、タブレットの導入にかかる費用は新型コロナ臨時交付金が充てられる予定ということを知っております。それを充てるということになりますと、今年度中にタブレットを導入ということになります。そうなりますと、今藤川議員おっしゃった通り、逆算していきますと、1月から入札の手続きに入って、それで3月に納品ということで今年度中に入るという形になりますので、今回最終日ではありますが、上げさせていただくこととなりました。

藤川議員

スケジュールについてはよくわかりました。ただ、やはり近藤議員言われる通り、内容はしっかり、議会から上げる補正予算とはいえ、ちゃんと吟味したいというのはその通りだと思いますので、仕様書の内容も含めて、ちょっと急がせることになって申し訳ないですけど、私達にお示しただけるとありがたいと思いますよろしく願いいたします。

南谷佳寛議長

他はいいですか。

(発言なし)

近藤議員

その他の時間をお借りしまして、先週議長に全員協議会をお願いして、羽島市長 松井聡、それから県会議員 藤本恵司、それから羽島市議会議員 南谷佳寛の連名で株式会社中日岐阜サービスセンターで新聞折込広告についてということで、書面で出していただくようお願いしました。それで、今日皆さんレターケースの中見ていただいた

と思いますけど、皆さん持ってみえますか。それで先ほど議長に言いましたけど、私が聞き取り調査したときには2枚の書類がありました。1枚の書類がまだ足りませんので、先ほど議長室で再度お願いして、その2枚目も必ず出してくださいというお願いしてきましたけど、この辺はどうですか、議長。

南谷佳寛議長

出しません。とりあえず言われたものは出しましたので。

近藤議員

2枚目が肝心なんですよ、2枚目が、2枚目僕見てますよ、2枚目は特定の議員さんが書かれた新聞、第何号、第何号ということがずっと書かれてですね、そういったものを市長と、それから全く関係ない藤本県議、それから議長が勝手に出したと、そういうことをやられていますよ。県会議員さんなんかはこれ出していいんですか、こんなことを。県会議員さんもこんな人の新聞を押さえ込むようなことをやるなら、自分は1回も出してないですよ、彼は、新聞をまともに、羽島市の代表者で、これは文句を言う場所じゃありませんけど、まず議長、これ出してくださいよ、書類を約束してくださいよ、皆さんの前で。これで新聞折込の会社の方が私に、新聞の折込の収益が下がって、営業妨害されたと言っていますよ。そんなことやっていいんですか。言論の自由を押さえたと思われることやられたんですよ、この3人が。これ共産党などいろんなご意見ありますけど、これ党派が違って、公明党さんとか自民党さんとか、それから立憲民主党とか党派が違って、それぞれの主義主張はそれぞれ国、政府と全く違う、市役所の市長と全く違う、そんなことを折り込みに書いたって何の問題ないんですよ。議長わかりますか。だからもう1枚の肝心のやつを出してください。約束してください。

南谷佳寛議長

いや、出しません。

藤川議員

近藤議員からお話がありましたのが、2枚目がどうもあるという話で、ある議員の方のことが書かれている。そもそもこれは松井市長と藤本県議と南谷佳寛議長が3人で連名で質問状を出されたと、2つの質問が書かれていて、見解をお聞かせくださいと書いてあります。そもそもの話、この3人の名前が入った質問書を出されたのか出されんのかという話があって、それを示してくれと言われて、議長は現に文書ボックスに入れて示して下さったわけ

ですけど、今確認する限り、近藤議員もおっしゃいましたが、質問書なんですよね、言論の自由を抑え込むとかという発言もありましたけど、内容を読んでいきますと、日本新聞協会の新聞折込広告基準や中日新聞社の新聞折込広告取扱基準に反するのではないかというようなところから、その関係で質問をしているという内容であって、その基準というのは、それぞれの協会であったり中日新聞社が定めているもの、あるいは中日岐阜サービスセンターも取扱基準というものを示していて、その基準に照らしたものですかということを知っているだけで、これが言論の自由を抑え込むとかそういったものかといったら全然違うわけですよ。何の法的にも問題のない質問文章が、ここでちょっと疑問が生じるわけですけども、松井市長と藤本県会議員と南谷佳寛議長が株式会社中日岐阜サービスセンター宛に出された質問書であるんですね、これがどういうわけか第三者がこの質問したことを知るところになり、またその第三者がこの羽島市議会の全員協議会という場でこれが問題ではないかという、営業妨害ではないかという話を取り上げたわけですよ。これは中日岐阜サービスセンターさんしか知らない情報がどういうわけか漏れた、中日岐阜サービスセンターの情報管理、内部ガバナンスの問題であって、それがなぜこの羽島市議会全員協議会で営業妨害だという話を取り上げるんだということで、この営業妨害云々という話があるのであれば、それは被害を受けたと主張される方がされた方に直接するものであって、羽島市議会全員協議会の場で話し合うことじゃないんです。私から一言申し上げるとすれば、この今回の一件は、株式会社中日岐阜サービスセンターの内部の情報、問い合わせ情報がどういうわけか漏れてしまった、その関係、経緯をよく知る方がいらっしゃるようですので、もし内部で調査をされたとして、おそらく調査をされるでしょうから、その時には内情をよく知る人たちは全面的に協力をされることを望むものであります。以上です。

栗津議員

まずこの書類見てください。1番、これまで別紙のチラシが折り込みされております。2番目、別紙のチラシの内容についてと書いてあるんですよ、ということはこれ1枚じゃないのは明らかでしょう。それからもう一つ、議長、これは全部中身を把握してみえますか。議長答えてください。

南谷佳寛議長

把握しています。

栗津議員	把握しているということは2枚目もあったということですから、必ず出してください。よろしいですか、手元にありますか。
南谷佳寛議長	ありません。
栗津議員	必ず出してください。それと、これはどこへ出されましたか教えてください。
南谷佳寛議長	折込センターに出しました。
栗津議員	折込センターだけですか。
南谷佳寛議長	はい。
栗津議員	間違いはないですか。間違いはないですね。
南谷佳寛議長	この文章は折込みセンターに出しました。
栗津議員	この内容のことを議長、どこへ出されましたか。このような内容のことを。
南谷佳寛議長	そこに書いてあるところに出しました。
栗津議員	他に出されませんでしたかと言っているんですよ。
南谷佳寛議長	この文章はよそには出していません。
栗津議員	出していませんか。このような内容ですよ、宛先じゃないですよ。中日新聞岐阜支局に出されていませんか。
南谷佳寛議長	答える必要はありません。
栗津議員	なぜ私がそういうことを言うかと言いますと、これ今年になって2回目なんです。こういう新聞の折込センター、中日新聞本社へ抗議を申し入れた。2回目なんですよ、今年になって、現実に被害を私は被っていますよ。私は今年1月にも出そうと思いました。印刷して作りましたよ。1回目は出せました。2回目、中日折込センター岐阜支局行かれました。議長も行かれたと思うんですが、とにかくそのお陰で私の折込のチラシは出せんということですよ。中

身が悪かったら別ですよ。中身は問題ないのに何で出せんのかということはどういうことかと言ったら、圧力がかかっているということです。ということは販売店は不利益を被っているということです。私も不利益を被っていますよ。

藤川議員

今粟津議員がいろいろお話になられましたけど、1回目は折込みができたんですね、2回目はできなかった、その折込みができない判断をしたのは誰なんですか。中日岐阜サービスセンターではないんですか。内部の規定に照らして規定に合わなかったからできないという、そういう話じゃないんですか。できないということ判断したのがどこなのか、もし圧力がかかったと言われるなら、中日岐阜サービスセンターが圧力をかけられたから粟津議員の新聞を止めましたとおっしゃっているんですか、中日岐阜サービスセンターさんが、そこが大事なんですよ。

粟津議員

実はですね、中日折込センター、許可が出ていても、営業部として、ちょっと今の時期では無理ですよと、こういうことなんですよ。言われましたよ部長が、中身見て悪いですかと、この新聞の、これ何か抵触していますかと聞きましたよ、何の問題もございませんと言ったんですよ部長は、けど今の時期は頼むからやめてくださいと、こういうことなんですよ、これどう思われますか。

藤川議員

どう思われますかと聞かれたので、営業部長が今の時期にはやめてくださいと言われて、営業部長からやめてくださいという依頼を粟津議員が受けられて、粟津議員がその通りにやめたということですよ。

粟津議員

私は断られました。

堀議員

少し戻りますが、藤川議員の先ほどの発言、漏れてしまったということと言われました。漏れる前に、南谷佳寛議長、議長名ですよ、我々が知っていて当然なんですよ。議長は議員の代表ですので、漏れてしまったというその言葉自体、私は訂正してほしいと思います。それから、別紙のチラシというのは、別紙というのはこの資料と一体ですよ。別紙のチラシを見て、この見解をお聞かせくださいと、だから別紙を見てからしか見解は言えないはずですよ。だから、それを求めているんです。だから、別紙は一体になっているわけですので、当然示されて然るべきです。だから

当然、これと同時に私はいただきましたかったと、当然出してくださいということです。それからもう一つ、回答をお聞かせくださいというふうになっている。回答はどうであったかということを経長にお尋ねをいたします。

南谷佳寛議長

明確な回答はいただいております。

安井議員

ちょっと疑問をお聞きしたいんですけれど、先ほどからこの紙出していただきまして、読まさせていただいた限りでは、先ほど堀議員さんたち皆さんおっしゃっていますけれども、この別紙のチラシがこれと別についているというふうに言われますけれども、この文で見ると、これまでに別紙のチラシが折り込まれたということですので、これだけかなというふうに思うんですよ。近藤議員知ってるのに、あのときには出してくださいだけで2枚見てるんだったら2枚あるとあのときに言われればいいことじゃないですか。

藤川議員

先ほどの堀さんの話からちょっとあれなんで、もう1回ちょっと整理させてください。元々11月18日に全員協議会で近藤議員がお話されたときには、議長の肩書が使用されているというようなお話が発端で、その次の12月1日のときにはなぜか言論の自由どうのこうのという話になってきたのであれだけど、堀議員言われたポイント一つありました、議長の肩書きが使用されていると、この肩書き使用なんですけど、これ法的何か問題があるとか、議長が議会の同意なく文書に議長名を入れるというのは何か羽島市議会のルールで規制されているのか、それはあるんですか。私調べた限りないんです。それをもし作るとなると、例えば議長が祝電なり弔電なり何か手紙を出す際にも議会の同意が要るとか、例えば極論で名刺を配る際にもいつ誰に渡しますなんていう、そういった議会の同意が必要になってきちゃう。今回の件も肩書なんです。南谷佳寛という羽島市議会の議長という肩書きの人が質問書を出したんです。議会として出したものではないので法的には問題ないですし、議会の同意が必要かとする、それも必要ないです。それをしなきゃいけないという決まりもないんです。

堀議員

今言った名刺を渡すとか、そういうものとは全然違う次元の話なんです。要は相手に対して、中日サービスセンターに対して、こういう回答をくださいと、こういうことが

ありましたと、これはまるっきり普通の議長の職務の想定を越えてやられたことなんです。だから、今言ういろんなところに挨拶して名刺を渡すとか、それとは全然違います。だから、あとのものについては、これは大体想定の内でのやりとりなら当然やられて、いちいち了解する必要はないわけです。これはそうではないわけです。

山田議員

こういう問題は議長がこれ取りまとめないといけないわけなんです。いつも言いますが、執行部と議会は代表二元制ですから、それから、議会については、議長が仲裁に入って両方まとめる、いろいろこんな喧嘩話じゃないんですけど、お互いに言い合っていることやなしに、それはそれとして、もっと冷静に良いのか悪いのか十分議論して、その結果としてやる、議長は俺らの見方やでとか、今はそんな感じですよ、そういうふうに指名されとる方にしてみると大変だからという、こんなことでは本当に議会が恥ずかしいと思いますよ。極端なこと言うなら、こんな議会はなくてもいいと思う、はっきり言って、それぐらい議長というのは責任があるわけなんです。その議長さんが議会報とか、あるいは当然この問題についても、次があるわけですよ、2枚目が、チラシの内容と書いてある。なぜそういうものが出せないのか、出せないということは、明らかに常識でいくと、悪い、やましいことやっている、そうそういうふうにとれるわけですよ。やましいというふうなふうに、ですから、出すべきものは出して、そしてそれをたたき台にして、議会で議論したらどうですか。私は全てそういうふうにしなきゃだめだと思いますよ、議会は。どうですか議長。

野口議員

すみません、これ何の会なんですか、全協閉じられましたよね、閉めるなら閉めてくださいよ。当事者でやってください。質問状でしょう、示したでしょう皆さんに、文書箱に入れたんでしょう。申し訳ないけど、議長は全協を閉められたんですよ、当事者でやってくださいよ。

山田議員

当事者でやりましょう。議長はとにかくこういう嘘とかこういうことをやったらあかんですよ。もっと透明性を持ってやらないと、いいですか。それからもう一つ別件で言いますが、先般の一般質問、そのときに今の旧庁舎の問題が公表されました。あの関係についても、私はあくまで議会軽視だと思っています。当然、ああいう問題については事前に議会の報告がなければいかん、これ常識の問題なん

ですよ。そんなことやらんでもいいとか、そういうことじゃないんですよ、常識の問題。それで、そういう関係についても議長は、事前に聞いてみえたのかどうか、議長、聞いてみえたんですか。

南谷佳寛議長

聞いておりません。

山田議員

聞いておりません、そうすると執行部がああいうふう
に、藤川議員に発表したということで、これはいいわけ
ですね。これに対して、議会軽視とは皆さん思われんわけ
ですか。こんなことばかりやられとったら議会いらへん
ですよ、そう思いませんか。まず議会軽視の問題、これを必
ず近日中に議論してください。

近藤議員

最初の話に戻りますけど、書類が2枚目もありますの
で、必ず出してください。それから、またちょっと時間
がありませんけど別件で、12月10日付けで、約337億
円でごみ処理施設の落札者が決定いたしました。紙切れ1
枚で我々のところへ届きましたけど、337億円というこ
とになると、単純計算してもおそらく半分ぐらい補助出
るとしても160億、その60億ぐらいかそれ以上おそら
く羽島市の負担になると思います。それで、来年の組合議
会で入札の関係でお金の方も決まってくると思いますが、
当然337億円ということで落札業者が決まって、日立で
したか、決まってきましたけれども、その例えば積算根拠
とか、それから、それから、当然地域貢献策的なものも出
さないと、この337億円の数字は出てこないと思います
ので、早急にごみ処理施設建設特別委員会を開催して
いただきたいと思います。それで、いつも一般質問すると、
一般事務ではないということですが、私ども羽島市からも先
ほど言いましたけど多額な費用を出すこと、それから地域
貢献策、それから後の維持管理、相当かかると思います
ので、特別委員会の委員長は議長ですので、早急に特別委
員会を開催していただきたいと思います。それで、事務方が、
我々で説明できないということであれば、白木市長のとき
も発言しましたが、組合の職員が来て、しっかりと説明
いただくように強く要望しておきます。以上です。

藤川議員

近藤議員の発言の前に山田議員から、議会軽視ではない
かと、これについて議会で揉むべきでないかという話があ
ったんですけど、これは山田議員の考え方がそうなんだな
と思いますけど、羽島市議会の本会議という一番正式ある

南谷佳寛議長	<p>いは格式の高い場で、執行部が議員全員に対して、あるいは傍聴者も含めて説明をしたことは一番重要な会議で話をした、発言をした、発表した。これが議会軽視だというのは、私はいささか穿った見方ではないかと考えます。これについて議員全員の意見を聞きたいとか、私はそれぞれの議員が思っていることはあると思いますが、それはする必要ないと思います。議長にそう申し上げておきます。</p> <p>終わります。</p> <p>【閉会＝午前 11 時 43 分】</p>
--------	--